

ビタミンM No.120

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2022年3月号)

<今月のトピックス>

- ・協会けんぽ保険料率の改定
- ・雇用保険料率、異例の年度途中引上げ
- ・新型コロナウイルス感染症による傷病手当金

協会けんぽ保険料率の改定

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

2022年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、3月分(4月納付分)より、以下の通り変更となります。

健康保険料率(協会けんぽ)						介護保険料率								
大阪府	10.22%	↓	兵庫県	10.13%	↓	京都府	9.95%	↓	奈良県	9.96%	↓	全国一律	1.64%	↓
北海道	10.39%	↓	東京都	9.81%	↓	福岡県	10.21%	↓						



雇用保険料率、異例の年度途中引上げ

雇用保険法等の一部を改正する法律案が2022年2月1日に国会に提出されました。2022年度の雇用保険料率は異例の年度途中引上げが実施され、以下の率になる予定です。

【一般の事業】	期間	労働者負担率①	事業主負担率②	雇用保険料率①+②
	2022年4月～9月	3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000
	2022年10月～2023年3月	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000

※農林水産業、清酒製造業、建設業の保険料率は左表と異なります。

新型コロナウイルス感染症による傷病手当金

協会けんぽから、新型コロナウイルス感染症で傷病手当金が受給可能な要件が公表されています。以下の要件とケースを確認し、該当する場合は申請を検討しましょう。

利用要件

次の①または②のいずれかに該当する場合に申請可

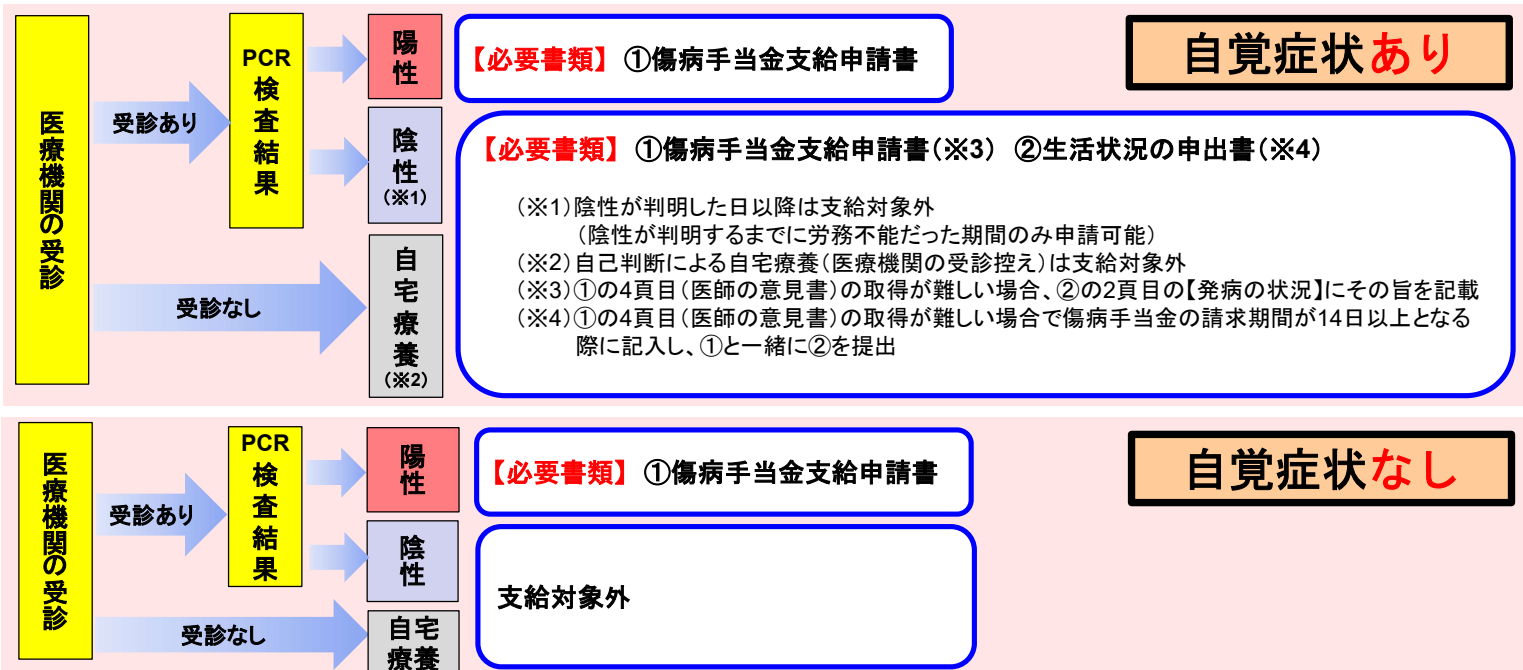
- ① 自覚症状(*1)があり、労務が困難な場合(*2)
- ② 自覚症状(*1)はないが、医療機関を受診しPCR検査を受けた結果『陽性』となった場合

(*1) 自覚症状：風邪の症状や37.5℃以上の発熱または強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

(*2) 陰性が判明した日以降は、申請対象外



対象か否かの判断



ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。

また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kor@nkg.co.jp」に「**事業所名・お名前・メール配信希望**」をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193

FAX: 06-6862-4662

Mail: kcr@nkg.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日: 2022.02.18

NK-GROUP
イラスト協力: WANPU